明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

6　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　施設への入所等についての許可の審判　被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人

二　施設への入所等についての許可の申立てを却下する審判　申立人

三　扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判　申立人及び相手方

第二十五節　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一条　保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件（別表第一の百三十の項の事項についての審判事件をいう。第四項において同じ。）は、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（申立人を除く。）の意見を聴かなければならない。

一　保護者の順位の変更の審判　先順位に変更される者

二　保護者の選任の審判　保護者となるべき者

3　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　保護者の順位の変更の審判　先順位に変更される者（申立人を除く。）

二　保護者の選任の審判　保護者となるべき者（申立人を除く。）

三　保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てを却下する審判　申立人

4　家庭裁判所は、いつでも、保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を改任することができる。

第二十六節　破産法に規定する審判事件

第二百四十二条　次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一　破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第一の百三十一の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）　夫又は妻の住所地

二　親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）　子の住所地

三　破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件（別表第一の百三十三の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）　相続が開始した地

2　破産管財人は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

3　第百五十二条第一項、第百五十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百五十五条、第百五十六条（第二号に係る部分に限る。）及び第百五十八条の規定は破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、第百六十八条（第三号に係る部分に限る。）、第百六十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第百七十二条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第百七十四条の規定（管理権喪失に関する部分に限る。）は親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一条第五項から第八項までの規定は破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

第二十七節　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

第二百四十三条　遺留分の算定に係る合意についての許可の審判事件（別表第一の百三十四の項の事項についての審判事件をいう。）は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第三条第二項の旧代表者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　遺留分の算定に係る合意についての許可の審判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。

3　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一　遺留分の算定に係る合意についての許可の審判　当該合意の当事者（申立人を除く。）

二　遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判　当該合意の当事者

第三編　家事調停に関する手続

第一章　総則

第一節　通則

（調停事項等）

第二百四十四条　家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

（管轄等）

第二百四十五条　家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2　民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

3　第百九十一条第二項及び第百九十二条の規定は、遺産の分割の調停事件（別表第二の十二の項の事項についての調停事件をいう。）及び寄与分を定める処分の調停事件（同表の十四の項の事項についての調停事件をいう。）について準用する。この場合において、第百九十一条第二項中「前項」とあるのは、「第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

（地方裁判所又は簡易裁判所への移送）

第二百四十六条　家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合には、職権で、これを管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送する。

2　家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するために必要があると認めるときは、職権で、事件の全部又は一部を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができる。

3　家庭裁判所は、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、その事件を管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所以外の地方裁判所（事物管轄権を有するものに限る。）に移送することができる。

4　第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による移送の裁判について準用する。

（調停機関）

第二百四十七条　家庭裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、裁判官のみで行うことができる。

2　家庭裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

（調停委員会）

第二百四十八条　調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

2　調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

3　調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、裁判官の決するところによる。

4　調停委員会の評議は、秘密とする。

（家事調停委員）

第二百四十九条　家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

2　家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。